

○環境省令第二十七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第九項の規定に基づき、悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

環境大臣 笹川 博義

悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）」を削る。

様式第一号、様式第八号及び様式第十号中「本籍地」を削る。

様式第二号から様式第五号まで中「本籍」の欄を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。